競争入札参加有資格業者の指名停止措置について

標記の件について、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に定めるところにより、下記のとおり指名停止します。

（不正又は不誠実な行為）　　（令和８年10月９日作成）

登録番号	商号又は名称、代表者名及び本社所在地	指名停止の期間	措置要領該当条項	指名停止の理由
1284	株式会社　竹中土木 代表取締役 竹中　祥悟 東京都江東区新砂１－１－１	令和８年10月10日から 令和８年11月９日まで （1か月間）	別表第２ （不正又は不誠実な行為） 第13号ア （業務に関し、法令に違反したとき。）	(株)竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他７橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が、令和８年６月10日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。